

職場での健康診断と特定健康診査

H27.3.19 大阪府健康づくり課作成

1 職場健診と特定健康診査について

	職場での健康診断	特定健康診査
根拠法令	労働安全衛生法	高齢者の医療の確保に関する法律
対象	労働者	健康保険の被保険者及び被扶養者(40歳～74歳)
実施者	事業者	保険者
健診実施後の指導	事業者は、健診の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対して、保健指導を行うよう努めなければならない	保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行う

2 職場での健康診断と特定健康診査の検査項目

特定健診と労働安全衛生法に基づく健診は検査項目などが異なる。

【特定健診でのみ必須】

- ・質問項目(問診)⇒厚労省からは喫煙歴及び服薬歴について、徹底するよう通知あり
- ・身長
- ・血糖・随時血糖のみ測定している場合がある

【労働安全衛生法でのみ必須】

- ・聴力
- ・12誘導心電図
- ・胸部エックス線検査

詳細については、別紙資料を参照

3 事業者団体等への労働安全衛生法に基づく健診の提供等の依頼(H20.1.17、H24.5.9 厚生労働省労働基準局長、保険局長)

(1) 定期健康診断時の服薬歴及び喫煙歴の聴取及び医療保険者への情報提供

(2) 事業者から医療保険者への定期健康診断等の結果の情報提供

根拠: 高齢者医療確保法第27条第2項及び第3項

内容: 医療保険者は、事業者に対し、安衛法等の法令に基づき、事業者が保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求めることができる。

健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならない。※医療保険者への提供は、個人情報保護に関する法律による制限がされていない。

(3) 参考 協会けんぽ被保険者の特定健診実施率の推移(健康づくり推進本部ワーキングチーム資料から)

平成24年度 被保険者特定健診受診率

(全国)	生活習慣病予防健診	44.3%	<u>事業者健診からのデータ取得</u>	3.7%	計	48.0%
(大阪支部)	生活習慣病予防健診	29.8%	<u>事業所健診からのデータ取得</u>	2.1%	計	31.9%